

別紙1

意見書（要旨）

1. テレビジョン放送事業者に対して、経過的措置を導入するべきではない。
2. 携帯電話等の広域専用電波は、経済的価値に基づいた従来の3：1の配分は日本だけではなく他国でも導入されている合理的な配分法であり、導入後わずか3年でこれを8：1に変更することは避けるべきである。仮に8：1に変更するのであれば、3GHz以下の帯域を細分化するべきである。
3. アナログ周波数変更対策業務は「電波の経済的価値の向上につながる事務」に該当しており、本来あるべき姿に基づき、a群で算定するべきである。
4. 携帯電話の無線局の電波利用料においても出力の勘案を更に細分化するべきである。
5. 平成20～22年度の平均歳入・歳出予定額を示した上、具体化方針（案）を示すべきである。
6. 歳入・歳出総額の上限の歯止め策を設けるべきである。
7. 公平な利用料の負担となるように特性係数を設定するべきである。
 - (1) 携帯電話においても公共性を勘案されるべきである。
 - (2) 高度化 PHS 事業者は特性係数のない使用帯域幅に応じた費用を負担するべきである。また、PHS 事業者1社で利用している地域においては特性係数を適用するべきではない。
 - (3) 特性係数が複数適用される場合は、合理的な下限を設けるべきである。
 - (4) 意見募集のみで特性係数を決めるのではなく、当該考え方の整理は研究会等で行なうべきである。

意見書

今回の電波利用料の見直しにあたって、研究会も開催されて十分な議論が行われ、3年前の主要課題として残された放送と通信のアンバランス等の解消を含めた考え方が本電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針（案）（以下、「具体化方針（案）」という）において一部反映されているものと考えております。

しかし、電波利用料の見直しは今回が最後ではなく、定期的に見直しが行なわれることを考慮し、今回及び次回以降の見直しを視野に入れて、更に公平な利用料の負担を推進するための意見書を提出いたします。

1. テレビジョン放送事業者に対して、経過的措置を導入するべきではない。

11 ページ

テレビジョン放送に係る電波利用料の扱い

地上テレビジョン放送に係る電波利用料については、上記で述べた考え方で料額を算定することとしますが、負担の急激な変動が生じることや、円滑なデジタル化の推進等に関する政策的な必要性等について考慮した経過的措置的な手段を講じることとします。

放送事業者の電波利用料の見直し（平成20年の電波利用料の料額見直し時に措置）として、「規制改革・民間開放推進3カ年計画（改定）（平成18年3月31日閣議決定）」では『先般の第163回国会における電波法改正により、電波の経済的価値等に係る要素等を勘案した電波利用料の算定方式が導入されたところであるが、それによってもなお放送事業者からの電波利用料の歳入見込み額は平成17年度～平成19年度平均で約43億円と電波利用料全体の10%にも満たない額に止まっており、しかも、そのうち約30億円はアナログ周波数変更対策業務のため、平成22年度までの追加的な電波利用料の負担である。したがって、放送事業者の電波利用料については、その使用帯域幅及び出力に見合った額に改めて見直す』とあったのに対し、今回の具体化方針（案）では放送事業者に経過的措置な手段を講じ、結果的にその使用帯域幅及び出力に見合った額に見直されていないと考えます。

『負担の急激な変動が生じることや、円滑なデジタル化の推進等に関する政策的な必要性等について考慮した経過的措置な手段を講じる』とありますが、具体性がなく、且つ「電波利用料制度に関する研究会報告書 参考資料3」では『携帯電話業界と放送業界の比較

の結果、携帯電話産業の方が、その産業規模に比して電波利用料を多く支払っていることが判明した。その格差は、売上ベースの指標では4.4～6.5倍、利益ベースの指標では2.4～4.0倍、資産ベースの指標では6.0～10.2倍程度である。また、周辺産業を含めた市場規模に対する支払比率の観点でも、7.3倍の格差が観測された』と結論付けられたように、負担の急激な変動が生じても十分対応可能な支払い能力があると推定でき、テレビジョン放送事業者に対して経過措置を導入する合理的な理由があると言いはないと考えます。仮に経過措置が導入された場合、少なくともキー局は帯域幅及び無線局数に応じた電波利用料を負担するべきであると考えます。

2. 携帯電話等の広域専用電波は、経済的価値に基づいた従来の3：1の配分は日本だけではなく他国でも導入されている合理的な配分法であり、導入後わずか3年でこれを8：1に変更することは避けるべきである。仮に8：1に変更するのであれば、3GHz以下の帯域を細分化するべきである。

3 ページ、5～6 ページ

【広域専用電波の扱い】

携帯電話等、一定の周波数を広域で専用する（以下「広域専用電波を使用する」といいます）ものについては、個別無線局ごとの課金体系ではなく、地域ごとに使用している帯域幅に応じた課金体系とします。この広域専用電波では、一定の帯域幅の中で電波の有効利用に努め、収容無線局数が増加するほど1局あたりに換算した電波利用料に係る負担金額が減少することを通じて、電波有効インセンティブが働くことを期待しています。

（中略）

a群に係る算定金額は、経済的価値を勘案して定めるものであることから、逼迫の度合いに応じた負担をすることが適当であると考えられます。3GHz以下の帯域は3～6GHzの帯域に比較して約8倍の逼迫度を有していることから、「3GHz以下の帯域」及び「3～6GHzの帯域」の配分比率を8：1とすることとします。

従来、「3GHz以下の帯域」の事業者は電波有効利用インセンティブを享受するため、小セル方式の置局配置等により収容無線局数を増加させたにも係らず、今回、その意に反し、無線局の延べ使用周波数帯域幅ベースの配分に変更することにより、「3GHz以下の帯域」及び「3～6GHzの帯域」の配分比率を3：1とされていたところ8：1とされ、同時にa群に係る全体費用が値上がる見通しであるため、「3GHz以下の帯域」の広域専用電波の利用料は数倍値上がると予測されます。よって、電波の有効利用に努めて収容局

数を増やしたとしても収容無線局数1局当たりの金額も値上がりとなり、結果的にインセンティブが働かないと考えます。また無線局の延べ使用周波数帯域幅の比較をもって「3 GHz 以下の帯域」の逼迫度が高いとしていますが、周波数の有効利用効率という観点から観れば「3 GHz 以下の帯域」は「3～6 GHz の帯域」に比べ、8 倍も利用効率が高いという結果になり、本来の周波数利用効率を上げるというインセンティブの趣旨からすれば、「3 GHz 以下の帯域」及び「3～6 GHz の帯域」の配分比率を今回の提案とは逆の1：8にしてもよいと考えられます。

また、4 GHz 帯電気通信業務用固定無線システムは、平成22年以降の第4世代移动通信システム等の移动通信システムの電波需要に対応するため光ファイバへの代替や6 GHz 帯以上の周波数帯への移行が促されており、「3～6 GHz の帯域」に留まる事業者が少なくなるなか、今回の配分比率の変更を認めると「3～6 GHz の帯域」がますます有効に利用されなくなり、同時に「3 GHz 以下の帯域」に係る費用負担が重くなると考えます。

つまり、無線局の延べ使用周波数帯域幅の比という相対的な値を持って、配分比率を決定すべきではなく、従来の周波数の逆比のような絶対的な値等により配分比率を決定すべきであると考えます。配分比率の変更については、再度研究会等できちんと議論すべきであり、前回の電波利用料見直しから、わずか3年、今回の研究会においても配分比率の変更については議論されていないにも係らず、日本だけではなく他国でも導入されている合理的な配分比率を変更することは避けるべきであると考えます。仮に8：1に変更するのであれば、「3 GHz 以下の帯域」の経済的価値が従来に比べ更に上がっていると認められたと言えるので、同様に、「3 GHz 以下の帯域」においても、800 MHz は1.7 GHz 及び2 GHz に比べ更に『使い勝手がよい帯域』としてほとんどの無線局が使用しており、経済的価値が1.7 GHz 及び2 GHz よりも高いと認められるので、「3 GHz 以下の帯域」を更に細分化するべきであると考えます。

3. アナログ周波数変更対策業務は「電波の経済的価値の向上につながる事務」に該当しており、本来あるべき姿に基づき、a群で算定するべきである。

1 ページ

なお、アナログ周波数変更対策業務については、当該業務により新たに使用可能となる周波数帯域（現在テレビジョン放送方式が使用している周波数帯域の一部）における新たな無線通信の態様及び無線局の目的が周波数割当計画において定められました（平成19年12月6日）が、この新たな無線通信の態様（移动通信）による使用は平成24年7月

25日からとされており、まだ使用することができないことをも勘案して、その費用を a 群と b 群の双方で案分することとします。

アナログ周波数変更対策業務費用（研究会において提示された金額は約 161 億円）は、平成 24 年 7 月 25 日までの使用期限を考慮して a・b 群双方を按分するのではなく、具体化方針（案）1 ページの a 群の根拠である「電波の経済的価値の向上につながる事務」に該当しており、本来あるべき姿に基づき、a 群で算定するべきであると考えます。

4. 携帯電話の無線局の電波利用料においても出力の勘案を更に細分化するべきである。

11 ページ

「b 群」相当額については、現行と同様、無線局数で均等配分した金額に、総合無線局監理システムの整備・運用に係るデータ量案分額を加えたものを、各無線局ごとの負担額とします。

ユーザーの利便性向上のため携帯電話のエリア整備を行っており、携帯電話においても小出力かつ小型の基地局やレピータの設置が進んでいる背景や、小セル化による無線局の小出力化等により、今後は小出力の無線局が増えていくことが予想されます。このような事情を鑑み、電波法関係手数料令無線局種別のその他の無線局のカテゴリーにおいても、出力 1 ワット以下を更に細分化し、小出力の 0.1 ワット以下、0.02 ワット以下の規定を追加して設けることを要望しております（平成 19 年 12 月 28 日の「電波法関係手数料令の一部を改正する政令案に関する意見募集」当社意見書にて要望済み）。同様に、携帯電話の無線局の電波利用料においても出力の勘案を更に細分化するべきであると考えます。

5. 平成 20～22 年度の平均歳入・歳出予定額を示した上、具体化方針（案）を示すべきである。

（引用ページなし）

（引用文なし）

今回の具体化方針（案）の内容は考え方の整理であり、具体的な料額が明示されておりません。今回の電波利用料見直しにあたり、平成20～22年度の平均歳入・歳出予定額的前提条件を示すことなく料金算定の具体化方針（案）が示されているため、今後の電波利用料の負担額へのインパクトを把握することが出来ません。少なくとも、平成20～22年度の平均歳入・歳出予定額を示した上、具体化方針（案）を示すべきであると考えます。

6. 歳入・歳出総額の上限の歯止め策を設けるべきである。

（引用ページなし）

（引用文なし）

電波利用料の用途の具体的な範囲および歳出総額の上限については、見直しを行う毎に拡大する傾向が強く、免許人、特に携帯電話事業者の負担額が増額されてきております。当社ユーザー1人当たりの電波利用料で換算しても値上がりの傾向にあり結果的にユーザー料金の低廉化を阻害する状況となっています。今回の具体化方針（案）では平成20～22年度の平均歳入・歳出予定額が明示されておらず、約100億円（年額）の電波利用料を支払ってきた当社としてはこの総額について憂慮しており、歳入・歳出総額の上限については、法律などで明記するなど歯止め策を設けるべきであると考えます。

7. 公平な利用料の負担となるように特性係数を設定するべきである。

（1）携帯電話においても公共性を勘案されるべきである。

7～8ページ

② 各種無線システムへの特性の勘案

各種無線システムへの配分は、原則として、その使用周波数帯域幅に基づき行いますが、無線システムにはさまざまな特性があることから、使用周波数帯域幅に、それぞれの特性に応じた係数（以下「特性係数」という。）を乗じることとします。

<特性係数>

(中略)

ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等：1/2

放送局など、電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものについては、その公共性を勘案することとします。

エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの：1/2

船舶局、航空機局など、国民の生命、身体の安全及び財産の保護に寄与するものについては、その公共性を勘案することとします

(中略)

[3 GHz 以下]

無線システム	特性係数	上記②の区分
テレビジョン放送	1/4	ウ、エ
ラジオ放送	1/4	ウ、エ

携帯電話においても、「1.7 GHz 帯又は2 GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針」にあるように、所定期間において人口カバー率の基準が定められており、電波利用の便益を広く国民に付与するため、ユニバーサル・サービスに準じた責務等が法令等において規定されているので、その公共性を勘案されるべきであると考えます。更に、デジタル・ディバイド解消戦略会議において携帯電話事業者は当該デジタル・ディバイド解消に貢献しており、この点からも当該公共性が勘案されるべきであると考えます。

また、携帯電話は「事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集及び情報通信審議会への諮問（緊急通報の高度化に係る規定の整備）」資料で『携帯電話は昨今の爆発的な普及に伴い、携帯電話からの緊急通報の割合が急増（2004年：警察への全通報954万件のうち544万件（57%）が携帯電話からの発信）』とあるように、緊急通報が急増している状況であり、携帯電話による緊急通報も国民の生命、身体の安全及び財産の保護に寄与しているので、その公共性を勘案されるべきであると考えます。

よって、携帯電話にも特性係数のウ、エを適用するべきであると考えます。

- (2) 高度化 PHS 事業者は特性係数のない使用帯域幅に応じた費用を負担するべきである。また、PHS 事業者1社で利用している地域においては特性係数を適用するべきではない。

PHSについては、参入事業者を限定している点では通常の共用型の電波利用形態とは異なるが、他方、同一の帯域の中で、ほぼ同じシステム形態のデジタルコードレス電話との共用を行っている帯域を有することから、共用型の電波利用としての性格も有している形態として扱い、特性係数を3/4とします。

PHSに使用されている高度化 PHS の帯域約9MHz幅についてはその利用実態に合わせて、仮に1社で利用されているのであれば、高度化 PHS 事業者は特性係数のない使用帯域幅に応じた費用を負担するべきであると考えます。同様に、PHS の場合、地域ごとに他社が完全に撤退し1社のみ地域と、まだ複数社の地域がありますが、当該特性係数を全国一律で適用するのではなく、PHS 事業者1社で利用している地域においては特性係数を適用するべきではないと考えます。

(3) 特性係数が複数適用される場合は、合理的な下限を設けるべきである。

8～11ページ

[3GHz以下]

無線システム	特性係数	上記②の区分
簡易無線	1/2	ア
FPU	1/4	ア、ウ
ラジオマイク	1/4	ア、ウ
PHS	3/4	ア(※3)
その他基地局	—	—
人工衛星(通信)	1/8	イ、エ、オ
人工衛星(放送)		イ、ウ、エ
テレビジョン放送	1/4	ウ、エ
ラジオ放送	1/4	ウ、エ
固定局	—	—

※3 PHSについては、参入事業者を限定している点では通常の共用型の電波利用形態とは異なるが、他方、同一の帯域の中で、ほぼ同じシステム形態のデジタルコードレス電話との共用を行っている帯域を有することから、共用型の電波利用としての性格も有している形態として扱い、特性係数を3/4とします。

[3 ~ 6 GHz]

無線システム	特性係数	上記②の区分
電波高度計	1 / 8	ア、エ、オ
人工衛星	1 / 4	イ、エ
地球局	1 / 4	イ、エ
マイクロ固定 (通信)	—	—
マイクロ固定 (放送)	1 / 2	ウ

(中略)

無線システム	特性係数	上記②の区分
携帯電話	—	—
M C A	—	—
空港M C A	—	—
ルーラル加入者無線	1 / 1 0	ウ、カ
衛星携帯電話	1 / 4 0	イ、エ、オ、カ

衛星携帯電話は特性係数 (減免処置) が複数あり、算定帯域幅は使用帯域幅の 1 / 4 0 となっています。1 / 4 0 というのは 9 7 . 5 % もの減免であり、不合理であると考えます。特性係数が複数適用される場合は、合理的な下限を設け、特性係数を適用しても負担の公平性が担保されるように、研究会の場できちんと議論するべきであると考えます。

- (4) 意見募集のみで特性係数を決めるのではなく、当該考え方の整理は研究会等で行なうべきである。

(引用ページなし)

(引用文なし)

特性係数について、逼迫帯域への負担額の配分方法については具体的且つ詳細な算出過程が明記されているのに対し、当該特性係数については特段の算出過程が明記されていないため、特性係数の数値について適正であるか判断が出来ません。よって、特性係数の算出過程を明記するべきであると考えます。衛星携帯電話・テレビジョン放送等の、前回の見直しから特性係数の適用範囲を拡大された無線システムについては、特性係数を新たに

適用した理由及び係数値の算出根拠等を明確に示した上で、適用すべきかどうかの意見を求めるべきであると考えます。意見募集のみで特性係数を決めるのではなく、当該考え方の整理は研究会等で行なうべきであると考えます。

以上